

個人情報に記載する書類の誤配付について

このたび、当センター障がい者歯科において、個人情報が記載された入院診療計画書（以下「書類」という。）を誤配付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、性別、生年月日、患者ID、入院診療計画等

2 事案の経過

○令和5年5月25日

当センターの非常勤職員から、患者が退院して約1か月後に行う法定チェック時に、スキャンした入院診療計画書に印字された患者氏名とサインに相違がある旨の連絡あり、主治医に確認したところ、患者Bの書類を患者Aに誤って手交し、説明しサインをもらっていたことが判明した。

主治医から患者Aあて電話にて謝罪し、了承を得た。

○令和5年5月26日

病院職員が患者A宅を訪問、謝罪のうえ、交付済患者Bの入院診療計画書を回収し、患者Aの入院診療計画書にサインをいただいた。

主治医から患者Bあて電話にて謝罪し、了承を得た。

（※患者Aの入院診療計画書は、患者Bには交付されていない。）

3 誤配付の原因

主治医が書類を患者に手交する際、本人確認を怠った。

4 再発防止策

個人情報取り扱いに関する注意事項等を全職員に通知し、患者への書類手交時の本人確認を徹底する。